

平 住 審 発 第 4 号

平成 26 年 6 月 24 日

小平市長

小 林 正 則 殿

小平市住居表示整備審議会

会 長 三 品 義 之

住居表示の整備対象区域の選定について（答申）

平成 25 年 7 月 23 日付け、平市市発第 460 号をもって諮問のありました
このことについて、慎重に審議をした結果を別紙のとおり答申いたします。

住居表示の整備対象区域の選定について（答申）

市長には、先般（平成23年9月29日付け）、住居表示整備審議会から答申した「平成24・25年度住居表示整備事業について」の内容を全面的に尊重され、2カ年にわたり、住居表示を実施されたことに敬意を表したい。

殊に、平成24・25年度の整備対象区域においては、平成17年度以前の住居表示整備対象区域とは大きく異なり、町境や町名の変更を伴ったことから、地域住民のご理解とご協力をいただくことをはじめ、多くの課題に、精力的に取り組んでいただいたことを評価したい。

さらに、住居表示整備事業を「まちづくり施策」の一環として位置づけたことは大きな前進である。実施にあたり、町境を道路、鉄道、河川などの恒久的な施設で区切ることを原則とすること、町名の決定に当たっては、地域に息づく歴史、文化、伝統を重んじ、慣れ親しんでいる愛着のある現行町名に準拠すること、丁目の配列や街区の起点は、住居表示実施基準に基づき原則どおり決定することなどは、今後の未実施地域に住居表示を整備していくうえでの指針となり、リーディングケースとなるものである。

また、先の東日本大震災を経て、緊急時、災害時にわかりやすい町区域、住所が救助、救援、災害範囲の特定などに大きな効果をもたらすものであり、住居表示が果たす役割が、単にわかりやすい住所という管理面や生活面の利便性のみを目指すものではなく、安全、安心なまちづくりに多く寄与する事業であるという観点からも、その意義は更なる高まりをみせている。

これからも小平市の住居表示整備事業が着実に進むことを願うものである。

1 諮問を受けて

平成25年7月23日、当審議会は新たなメンバーで発足し、同日、市長より、「住居表示の整備対象区域の選定について」との諮問を受けた。

当審議会の任期は平成27年7月22日までであり、この2年間の中で一定の方向性を出すことができるよう、精力的に審議、検討を重ね、工夫を凝らし全力で取り組むことを確認した。

審議にあたっては、平成17年以降の審議会での経緯や、これまでの答申内容等を十分踏まえ、その継続性にも配慮しつつ、効率的な審議を行うため、これまで便宜的に用いてきた未実施地域の地区割りを継承し、以下の3地区（A地区、B地区、C地区）を用いることとした。

A地区：小川町一丁目、小川町二丁目、小川東町、学園東町、仲町

B地区：回田町、御幸町、鈴木町一丁目、鈴木町二丁目

C地区：天神町一丁目、天神町二丁目、大沼町一丁目、大沼町二丁目、花小金井五丁目、花小金井六丁目

平成24・25年度はC地区を整備対象区域としたが、この地区でも、町境や町名の変更といった困難な課題があった。残されたA地区、B地区は、C地区にも増して、多くの困難な課題が想定されることは委員全員の一致した認識である。

審議にあたっては、A地区、B地区の現状分析、問題点などの点検、整理をし、これを基本に審議会としての議論を深めることとした。

各地区の現状及び課題については以下のとおりである。

A地区

小川町一丁目と小川町二丁目は、いずれも面積が広大であり、住居表示実施基準の面積要件により、15町丁目以上の分割が必要となる。また、農耕地の面積割合が20パーセントを超えていること、事業中の都市計画道路があることから、市街化の進捗状況を見極める必要がある。さらに、小川町二丁目の大部分は西武多摩湖線以西に存在するが、一部は東側に存在すること、仲町との町境が道路などで区切られていない部分があることから、町境の変更が必要となる。

小川東町は、住居表示実施区域である小川東町一丁目から小川東町五丁目までが西武多摩湖線以西に存在すること、仲町との町境が道路などで区切られていないことから、町境の変更が必要となる。

仲町、天神町二丁目（回田道以西）は、小川町二丁目、学園東町との町境が道路などで区切られていない部分があること、および天神町二丁目は、平成25年度に天神町全域に住居表示を実施した際に、将来的に仲町と一体的に住居表示を実施するため住居表示の対象区域から除外したことから、町境の変更が必要となる。

学園東町は仲町との町境が道路などで区切られていない部分があることから、町境の変更が必要となる。

なお、西武多摩湖線以东の小川町二丁目、小川東町、学園東町、仲町は、平成2年6月までに市街地区域として決定されている。この区域に関しては以前、実施に向けて調整を行った経緯があるが、一部の地域では町名変更に反対する意見があった。しかし、近年、この地域の中では町境を越えて地域協力や交流が行われ、貴重なコミュニティ活動が芽生えていると聞き及んでいる。これらの動きは、地域のまちづくりはもとより、住居表示整備事業の推進にも寄与することが期待できる。

B地区

回田町は、面積要件により、3～4町丁目への分割が必要となる。農耕地の面積は全体の15パーセントほどであり、市街化への進捗状況を考慮すると見極めが必要である。

また、御幸町、鈴木町一丁目との町境が道路などで区切られていない部分があることから、町境の変更が必要となる。

御幸町は、面積要件により、3町丁目ほどへの分割が必要となる。区域内には、広大な企業敷地のほか、一つの町区域に相当する大規模なゴルフ場などが、面積の約50パーセ

ントを占めており、将来的な街並みが大きく変化することを想定しなければならない。

また、回田町、鈴木町一丁目、鈴木町二丁目との町境が道路などで区切られていない部分があることから、町境の変更が必要となる。

鈴木町一丁目、鈴木町二丁目は、面積要件により5町丁目ほどへの分割が必要となる。回田町、御幸町との町境が道路などで区切られていない部分があることから、町境の変更が必要となる。

2 答申に向けて

A地区、B地区ともに未実施地域における問題点、課題の多さを改めて認識した。平成24・25年度はC地区全域を対象区域として選定したが、今回は、A地区、B地区ともに対象面積及び世帯数において規模が大きく、一括して対象区域とすることは、技術的、事務的にも困難である。

したがって、実施可能な方向性と審議の効率性を確保するために、住居表示実施基準に準拠し、各地区をさらに分割し、その区分案に焦点をあてて検討を進めることが、審議の前進を図る上での最良の方策であると考えた。

A地区を5区分、B地区を3区分に細分化した案は以下のとおりである。

A地区

- ①けやき通り、都市計画道路3・4・23号線以西の小川町一丁目
- ②西武国分寺線以西、けやき通り、都市計画道路3・4・23号線までの小川町一丁目
- ③西武多摩湖線以西、西武国分寺線までの小川町一丁目と小川町二丁目
- ④西武多摩湖線以东、青梅街道以北の小川町二丁目、小川東町、仲町、天神町二丁目
- ⑤西武多摩湖線以东、青梅街道以南の小川町二丁目、学園東町、仲町

B地区

- ⑥鈴木街道以北の鈴木町一丁目、鈴木町二丁目
- ⑦鈴木街道以南、新小金井街道以西の回田町、鈴木町一丁目
- ⑧鈴木街道以南、新小金井街道以东の回田町、御幸町、鈴木町一丁目、鈴木町二丁目

8つの区分案の審議にあたり、都市計画道路の状況、大規模開発の状況、農耕地の状況なども考慮し、より困難性の高い地区を対象地区から外し、審議を進めることにした。

現段階において農耕地面積や都市計画道路、町名の問題などの点で実施困難性の高い、①②③案は外し、④⑤案、⑥⑦⑧案に絞り込んだ。

①②③地区を対象地区から外す理由

(1)本地区は、小川町一丁目、及び小川町二丁目の大部分であり、農耕地面積割合の高さから、市街化の進捗状況を今しばらく注視する必要があること。

(2) 事業中の都市計画道路の存在や土地区画整理事業完了直後の地域があること。

(3) 本地区は、面積が非常に広大であり、実施に当たっては数カ年に分けて実施する必要があること。

(4) 面積要件から各地区内をさらに合計15町丁目ほどに分割する必要があるが、いずれも同じ小川町を冠する町に新たな町名を設定するためには、本地区全体の町名及び実施計画まで明らかにする必要がある一方、従来の町名に準拠する町名を設定するという基本的な考えのもとにおいては、数カ年を要する事業完了までの間、たとえば①の小川町一丁目の住居表示実施地区と②③の小川町一丁目の未実施地区が共存するなど、混乱が生じると思われること。

④⑤、⑥⑦⑧この2つの地区について、どちらの地区を選定すべきか、慎重に審議、検討を重ね、整備対象区域の選定を行った。

3 整備対象区域の選定について

当審議会は、A地区のうち、④⑤地区「西武多摩湖線以東の小川町二丁目、小川東町、学園東町、仲町、天神町二丁目」を整備対象区域として選定することに全委員の意向が一致し、市長に答申すべきものと決定した。

④⑤地区を選定した理由

(1) 本地区は、平成2年6月までに市街地区域として決定されていることから、住居表示を実施するための基本的要件を備えていること。

(2) 平成25年10月1日に天神町全域の住居表示を実施したが、回田道以西の天神町二丁目については、隣接する仲町と一体的に住居表示を実施するのが望ましいとして、見送った経緯があり、実施が急がれること。

(3) 小川東町は西武多摩湖線以西に住居表示実施区域である小川東町一丁目から小川東町五丁目があり、小川東町全体でとらえると、線路をまたぐ形で存在していること、学園東町と仲町の町境が、土地の筆境などで鍵状に複雑に入り組んでいることから、住所が分かりにくい点において緊急性が高いこと。

(4) 本地区を整備対象区域として実施する場合、道路、鉄道などの恒久的な施設で、住居表示実施基準にほぼ合致する規模に区切ることができること。

(5) 平成24・25年度の住居表示実施の実績から、2カ年で実施可能な世帯数、面積規模であること。

⑥⑦⑧地区を選定しなかった理由

(1) 本地区は大規模開発の計画が多く、市街化の進捗状況をもう少し見極める必要があること。

(2) 広大な企業敷地、大規模なゴルフ場などがあり、地区内をさらに適切な規模に分割するとした場合、道路、鉄道など恒久的な施設で区切ることが困難な場所が存在すること。

(3) 本地区は、住居表示実施基準に照らして、面積が非常に広大であり、実施にあたっては数年に分けて実施する必要があること。

4 むすびにあたり

今回の市長からの諮問事項「住居表示の整備対象区域の選定について」に対し、当審議会は未実施地域の調査、検討を慎重に行い、計5回の審議を経て、A地区のうち、④⑤地区「西武多摩湖線以東の小川町二丁目、小川東町、学園東町、仲町、天神町二丁目」を整備対象区域として選定した。

かつて、この地区においては市街地区域の議決を受けながら、町名変更などの点において地域住民のご理解をいただくことができず、実施を見送った経緯がある。

前文でも述べたように、住居表示整備事業は、小平市の第三次長期総合計画にもあるように「まちづくり施策」の一環として位置づけられている。

このことは、単に住所をわかりやすくするという側面だけではなく、今日では、安全で安心して過ごせる、快適なまちを目指し、住みやすい地域の創造にも寄与するという重要な意味を持っている。

市長におかれましては、地域住民に十分かつ丁寧な説明をし、歴史や愛着のある現行町名に配慮するなど、ご意向を尊重するとともに、皆様のご理解とご協力をいただけるよう最善の方策を講じられることを特に要望します。